

自動車税種別割

自動車税(軽自動車税)環境性能割 の減免のお知らせ

宮崎県では、身体障がい者等の方のために使用する自動車について、自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を実施しています。また、軽自動車を取得した方については、市町村税である軽自動車税環境性能割が課税されますが、当分の間は県が賦課徴収及び減免に関する事務を行います。そのあらましをお知らせします。

令和7年4月

1 どのような場合に減免されるのですか？

身体障がい者等が使用する自動車及び身体障がい者等と生計を一にする方又は常時介護する方が身体障がい者等のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人一台に限り自動車税種別割及び自動車税(軽自動車税)環境性能割が一定の上限まで減免されます。

2 減免が受けられる一定の要件とは、どのようなものですか？

減免を受けられる要件には、(1)身体障がい者等の障がいの程度、(2)減免の対象となる自動車の所有者等、(3)自動車の使用目的及び使用状況があります。

(1)身体障がい者等の障がいは、

本人が運転する場合と生計を一にする方、常時介護する方が運転する場合とで異なります。

身体障害者手帳等の障がい等の区分により、次頁の「宮崎県税条例施行規則第8.4条の2に規定する「身体障害者等の範囲」概要表」に該当する方が減免を受けられます。

(2)減免の対象となる自動車の所有者名義等は、

ア 自動車検査証に「自家用」と記載されている自動車でなければ減免を受けられません。従って、営業用の自動車は対象となりません。

イ 軽自動車税種別割の対象となる自動車を含め、身体障がい者等一人につき一台に限り減免を受けられます。（軽自動車税種別割は、市町村が減免を行います。）

ウ 自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割の納税義務が発生する時点で自動車検査証の氏名が、次頁の「自動車の運転者と所有者との関係等」のとおり登録(届出)されていなければなりません。ただし、割賦販売等で自動車販売会社が所有権を留保している場合は、自動車検査証に記載されている「使用者」を所有者とみなします。

(3)自動車の使用目的及び使用状況は、

身体障がい者等が運転する場合は、自動車の使用目的及び使用状況は問いませんが、身体障がい者等以外の方(生計を一にする方、常時介護する方)が運転する場合は、身体障がい者等のために医療機関への通院、学校等への通学、社会福祉施設等への通所及び仕事のために専ら使用されていなければなりません。

この場合の「専ら」とは、自動車の継続的、不可欠な運行を要することが予測される場合をいい、生計を一にする方が運転する場合、少なくとも半年以上の間、毎月数回(週1回)以上、常時介護する方が運転する場合、少なくとも1年以上の間、週3回程度以上の継続性、反復性(日常性)が認められなくてはなりません。

また、長期療養している方及び入寮制の学校若しくは収容施設に入校(入所)している方の場合には原則として該当しませんが、身体障がい者等の特別な事情(身体障がい者等に外出する機会を確保し、健康管理を行う必要がある場合等)によって生計を一にする方が、毎月数回(週1回)以上、自宅から施設までの間を送迎する場合は、該当になることがあります。

◆宮崎県税条例施行規則第84条の2に規定する「身体障害者等の範囲」概要表

※ この表は、他の都道府県や、軽自動車税種別割の減免を行う各市町村では異なる場合があります。

手帳の種類及び障がい区分		本人運転	生計同一者又は常時介護者運転	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1		
	聴覚障がい	2級及び3級		
	平衡機能障がい	3級		
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		
	上肢不自由（上肢機能障がい）	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。）		
	下肢不自由（下肢機能障がい）	1級～6級	1級、2級及び3級の1	
	体幹不自由（体幹機能障がい）	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障がいがある者に限る。）	
	病変による運動機能障がい	移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障がい	1級及び3級		
	じん臓機能障がい	1級及び3級		
	呼吸器機能障がい	1級及び3級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級		
	小腸機能障がい	1級及び3級		
	ヒト免疫機能障がい	1級～3級		
	肝臓機能障がい	1級～3級		
併合障がい	1級～4級	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障がい	特別項症～第4項症		
	聴覚障がい	特別項症～第4項症		
	平衡機能障がい	特別項症～第4項症		
	音声機能障がい	特別項症～第2項症（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		
	上肢不自由（上肢機能障がい）	特別項症～第3項症		
	下肢不自由（下肢機能障がい）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由（体幹機能障がい）	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	心臓機能障がい	特別項症～第3項症		
	じん臓機能障がい	特別項症～第3項症		
	呼吸器機能障がい	特別項症～第3項症		
ぼうこう又は直腸の機能障がい	特別項症～第3項症			
小腸機能障がい	特別項症～第3項症			
療育手帳		総合判定 A	総合判定 A（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）	
精神障害者保健福祉手帳		障がい等級 1級		

◆自動車の運転者と所有者の関係等

運転者	身体障がい者等の状況		所有者（取得者）	使用目的	
身体障がい者等本人			身体障がい者等本人	目的は問わない	
身体障がい者等と生計を一にする方	下記以外の方 減免対象となる障がいの級等の療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	身体障がい者等が18歳以上	身体障がい者等本人	専ら	身体障がい者等の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業 等
		身体障がい者等が18歳未満	身体障がい者等本人又は身体障がい者等と生計を一にする方		
身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等を常時介護する方			身体障がい者等本人	日常的に	

3 減免になる額はいくらですか？

自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免額については、上限が設定されております。

自動車税種別割

自動車税種別割の減免額については上限が設定されており、上限額は、45,000円(グリーン化税制により自動車税種別割の税率が概ね15%重くなっている自動車については、減免上限額は、51,700円)です。

減免上限額を超える場合には、上限額との差額分の納付をお願いいたします。

【納付額の例 (令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車の場合)】

総排気量	年税額	減免になる額	納付していただく額
2.5ℓ以下	45,000円まで	45,000円まで	納付額なし(全額減免)
2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000円	45,000円	6,000円
3.0ℓ超3.5ℓ以下	58,000円	45,000円	13,000円
3.5ℓ超4.0ℓ以下	66,500円	45,000円	21,500円
4.0ℓ超4.5ℓ以下	76,500円	45,000円	31,500円
4.5ℓ超6.0ℓ以下	88,000円	45,000円	43,000円
6.0ℓ超	111,000円	45,000円	66,000円

◎自動車税種別割のグリーン化税制と減免上限額

グリーン化税制により自動車税種別割の税率が軽減されている自動車については、減免上限額は45,000円、自動車税種別割の税率が概ね15%重くなっている自動車については、減免上限額は、51,700円(45,000円の15%増)になります。

総排気量	15%増の年税額	減免になる額	納付していただく額
2.5ℓ以下	51,700円まで	51,700円まで	納付額なし(全額減免)
2.5ℓ超3.0ℓ以下	58,600円	51,700円	6,900円
3.0ℓ超3.5ℓ以下	66,700円	51,700円	15,000円
3.5ℓ超4.0ℓ以下	76,400円	51,700円	24,700円
4.0ℓ超4.5ℓ以下	87,900円	51,700円	36,200円
4.5ℓ超6.0ℓ以下	101,200円	51,700円	49,500円
6.0ℓ超	127,600円	51,700円	75,900円

◎新規登録をした場合の月割税額の減免上限

自動車を新規登録した場合の当該年度の自動車税種別割（登録の翌月から3月までの月数分）の減免上限額は、45,000円の月割額（100円未満の端数は切り上げ）となります。

例えば、11月に新規登録した場合、45,000円の4か月分である15,000円が上限となります。

◇総排気量2.5ℓ超3ℓ以下の自家用乗用車を令和3年11月に新車新規登録した場合

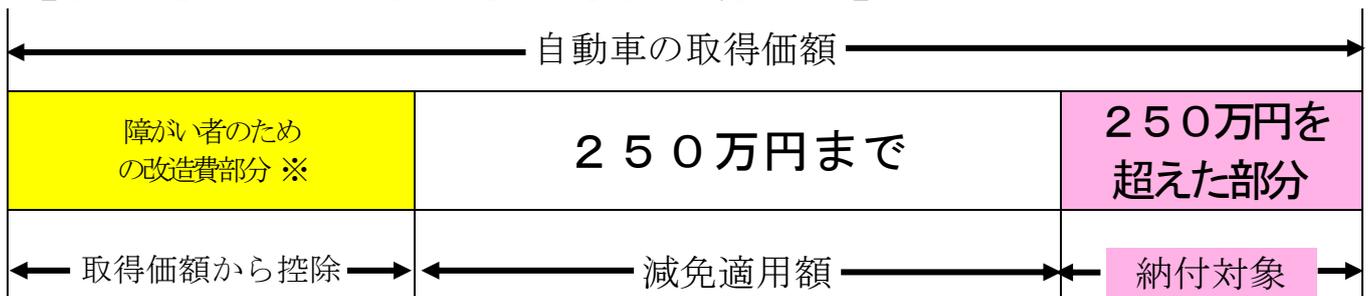
自動車税種別割の月割額 (4か月分)	−	減免額(4か月分)	=	納付していただく額
16,600円		15,000円		1,600円

自動車税(軽自動車税)環境性能割

自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免額については、上限が設定されており、上限額は、取得価額250万円相当分までです。

減免上限額を超える場合には、上限額との差額分の納付をお願いいたします。

【納付額の例（自家用乗用車の場合）】



※ 障がい者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については取得価額から控除します。

◇取得価額が270万円の自家用自動車で、環境性能割の税率が3%の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{取得価額} \\ \hline 270\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{減免適用額} \\ \hline 250\text{万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline 3\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付していただく額} \\ \hline 6\text{千円} \\ \hline \end{array}$$

4 「生計を一にする」とは、どのようなことですか？

「生計を一にする」とは、通常、同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしていることですが、必ずしも同一の家屋に起居しているものではなく、勤務、修学、療養等の都合上、日常の起居をともにしない場合であっても、生活費、学資金、療養費等の送金が行われているとか、あるいは、勤務、修学等の余暇には起居をともにすることを常例としている状態をいいます。

なお、身体障がい者等のために運転する生計を一にする方は、配偶者又は6親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族に限ります。

5 「常時介護する方」とは、どのような人ですか？

「常時介護する方」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等が取得し、又は所有する自動車を上記2(3)に示された使用目的及び使用状況に沿って、継続して日常的に運転する方で、当該身体障がい等の住所地の福祉こどもセンター所長、福祉事務所長、県西白杵支庁長、県指導監査・援護課長、町村長若しくは保健所長等の確認を受けた方をいいます。

6 減免申請手続きは、どのようにするのですか？

新規登録や名義変更により新たに自動車を取得する場合と、既に自動車を所有している場合とで減免申請手続きが異なります。

いずれの場合も提出期限後に申請された場合は、原則として減免を受けることはできません。

また、生計を一にする方が運転する場合は、「自動車税種別割減免申請理由証明書」、常時介護する方が運転する場合は、「常時介護証明書」を事前に準備しておく必要があります。

申請手続きに必要な書類の取得には、時間を要するものもありますので、余裕をもってご準備ください。

ア 新たに自動車を取得される場合

新規登録により自動車を取得する場合は、宮崎運輸支局で新規登録の手続きをする際に、宮崎県税・総務事務所 課税第三課で「自動車税(環境性能割・種別割)申告書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて自動車税種別割及び自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免を申請します。

名義変更により自動車を取得する場合は、自動車税種別割は翌年度からの課税となりますが、環境性能割は課税されることがあります。その場合は、新規登録の場合と同様に環境性能割の減免を申請します。環境性能割が課税されるかどうかは、事前に宮崎県税・総務事務所 課税第三課にご確認ください。

なお、既に減免を受けている方が車の買替等により新しい車で減免を受ける場合は、次のとおり制限がありますのでご注意ください。詳しくは宮崎県税・総務事務所 課税第三課にご確認ください。

【減免を受けている車を手放して買い換える場合(○：減免可 ×：減免不可)】

(前車は、新しい車を取得する日以前に抹消登録又は名義変更をしておく必要があります。)

		新しい車を新規登録で取得		新しい車を名義変更で取得	
		自動車税種別割の減免	環境性能割の減免	自動車税種別割の減免	環境性能割の減免
前車を手放した方法	抹消登録	○	○	－ ※	○
	名義変更	×	○	－ ※	○

※ 年度途中で新しい車を名義変更で取得した場合には、自動車税種別割は翌年度から課税されます。

イ 既に自動車を所有している場合

納税義務が発生する4月1日時点で既に所有している自動車については、納税通知書が5月中に送付されます。新たに減免を受けようとする時は、必ず自動車税種別割の納期限までに、「自動車税種別割減免申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて自動車税種別割を課税した県税・総務事務所に申請します。

他県で減免を受けていた方が本県への転入登録をする場合は、転入登録時点での申請は必要ありませんが、転入登録をした次の年度に申請が必要です。なお、減免の対象となる障がいの等級が県によって異なることがあります。

必要書類	アの場合	(1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割減免申請書※ (2) 当該車両を抹消・名義変更したことを証する書面【既に減免を受けた車両がある時】
	イの場合	(3) 自動車税種別割減免申請書※ (4) 自動車税種別割納税通知書(お手元にあれば)
	共通	(5) 身体障害者手帳等(原本) (6) 運転免許証(コピー可(表裏両面))又はマイナ免許証(免許情報画面を印刷したもの) (7) 自動車検査証 (8) 自動車税種別割減免申請理由証明書※【生計を一にする方が運転する場合】 (9) 常時介護証明書【常時介護する方が運転する場合】 (10) 最新の住所・氏名等が記載されているマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード等(原本) ※(8)、(9)に該当する場合については、運転される方の最新の住所・氏名等が記載されているマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード等(原本) ※(8)、(9)については、申請時において交付の日から2か月を超えないもので、原則として、当該年度の4月1日以降に交付を受けたもの。

【※印のついた申請書等は県庁のホームページから様式をダウンロードすることができます。】

7 「自動車税種別割減免申請理由証明書」とは、どのようなものですか？

身体障がい者等と生計を一にする方が、身体障がい者等のために使用する自動車について減免を受けようとする場合は、自動車の使用目的及び使用状況が要件の一つとなりますが、この要件に該当することを町村長、福祉こどもセンター所長、福祉事務所長、県西臼杵支庁長、県指導監査・援護課長又は保健所長等が証明するものです。

この証明書用紙は、各県税・総務事務所、町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等にありまので、所要事項を記入のうえ、次の必要書類を添えて、下記「証明書を発行する機関」に提出して証明書をもらってください。

必要書類	(1) 身体障害者手帳等 (2) 運転免許証又はマイナ免許証 (免許情報画面を印刷したもの) (3) 自動車検査証 (4) 住民票 (5) 付属証明書(右表参照)	(5) 付属証明書 (使用目的に応じて次のいずれかを提出してください) ①通学(通所)証明願※ ②通院証明願※ ③生業等の証明願※ ④在宅処遇に関する証明願※
------	--	--

【※印のついた申請書等は県庁のホームページから様式をダウンロードすることができます。】

証明書を発行する機関

手帳の種類	居住地等	証明書発行機関
身体障害者手帳	市にお住まいの方	市の福祉事務所
	町又は村にお住まいの18歳以上の方	町又は村の福祉担当課
	町又は村にお住まいの18歳未満の方	町又は村を管轄する県の福祉こどもセンター、児湯福祉事務所又は西臼杵支庁
戦傷病者手帳		県の指導監査・援護課
療育手帳	市にお住まいの方	市の福祉事務所
	町又は村にお住まいの方	町又は村を管轄する県の福祉こどもセンター、児湯福祉事務所又は西臼杵支庁
精神障害者 保健福祉手帳	宮崎市にお住まいの方	宮崎市の障がい福祉課
	宮崎市以外にお住まいの方	県の保健所

8 「常時介護証明書」とは、どのようなものですか？

町村長、福祉こどもセンター所長、福祉事務所長、県西臼杵支庁長、県指導監査・援護課長又は保健所長等が、次の(1)～(5)の提出書類、さらに住民票等の内容から常時介護する方が上記2-(3)に示された使用目的及び使用状況に沿ってその車を使用しているか、また上記5に示された常時介護者に該当するかについて証明するものです。

この証明書用紙は、各県税・総務事務所、町村役場等にありまので、所要事項を記入の上、次の書類を添えて、「証明書を発行する機関」に提出して証明書をもらってください。

なお、「証明書を発行する機関」は、上記7と同じです。

必要書類	(1) 身体障害者手帳等 (2) 運転免許証又はマイナ免許証 (免許情報画面を印刷したもの) (3) 自動車検査証 (4) 住民票 (5) 付属証明書(右表参照)	(5) 付属証明書(すべて必要です) ①上記7の「(5)付属証明書」のいずれか※ ②自動車運行計画書 ③誓約書 ④身体障がい者等との契約関係の存在を証明する書類 (④は介護者が有償で身体障がい者等のために自動車等の運転を行う場合のみ)
------	--	--

【※印のついた申請書等は県庁のホームページから様式をダウンロードすることができます。】

9 自動車税種別割の減免を受けるためには、毎年度、減免申請をするのですか？

減免を受けている方に対しては、その年度内に、各県税・総務事務所から、翌年度も引き続き減免を受けられるかどうかを確認するため、「自動車税種別割について（照会）」の往復はがきを送付します。

返信用はがき（「自動車税種別割の減免について（報告）」）に必要事項を記入し、はがきに指定されている回答期限（必着）までに必ず回答してください。

○減免を受けている内容に変更がない場合

この返信用はがきによる回答を期限内に提出された場合は、改めて減免申請をする必要はありません。

○減免を受けている内容に変更がある場合

内容に変更がある場合は、引続き減免対象となる場合は、改めて減免申請が必要となります。

自動車税種別割納税通知書を送付しますので、変更内容に基づいて納期限までに改めて減免申請を行ってください。

※ 特別支援学校への通学に係る療育手帳がB判定の方で継続して減免になった場合は、当該年度に発行された通学証明書の提出が納期限までになければ減免は取り消されます。

10 ほかに減免制度はないのですか？

身体障がい者等に対する自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免については、以上述べた減免制度以外に次のような制度があります。

① 身体障がい者等が運転免許を取得するために、特別の運転装置を備えた自動車

身体障がい者等が運転免許を取得するために、身体障がい者等の運転のための特別な装置を備えた自動車を取得し、自動車教習所に持ち込んだ場合は、自動車税種別割及び自動車税（軽自動車税）環境性能割を全額還付します。

減免の手続きは、当該自動車の取得後1年以内に運転免許証及び身体障害者手帳を提示の上、減免申請書に教習の用に供したことを証する書類を添えて、各県税・総務事務所に申請してください。

② 身体障がい者等が専ら利用するために、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽の装着等の特別の装置を備えた自動車

一定の要件を満たす場合には、自動車税種別割及び自動車税（軽自動車税）環境性能割を全額減免します。

③ 身体障がい者等も身体障がい者等以外の方も併せて利用できる自動車で、車椅子の昇降装置、固定装置等の特別の装置を備えたもの

一定の要件を満たす場合には、身体障がい者等のための特別な装置の部分について自動車税（軽自動車税）環境性能割を減免します。

④ 身体障がい者等が専ら運転するために、特別の運転装置を備えた自動車（タクシー等の事業用に限る） 特別の装置の部分について自動車税（軽自動車税）環境性能割を減免します。

なお、②～④までの減免の場合は、自動車の所有者等は身体障がい者等でなくてもよく、台数についても制限はありません。ただし、②、③の自動車は、自動車検査証の「車体の形状欄」に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」と記載された8ナンバーの自動車であることが必要です。

※「車いす移動車」及び「身体障害者輸送車」はその他の要件もありますのでお問い合わせください。

11 減免の要件に該当しなくなった場合は、どうすればよいですか？

減免の要件に該当しなくなった場合は、以下の事項について電話等にて各県税・総務事務所に届け出てください。

届出事項

- ・自動車の登録番号（ナンバープレートの番号）
- ・減免対象者及び自動車所有者の氏名・住所・電話番号
- ・減免に該当しなくなった理由

例：○身体障がい者等が車を使用しなくなった。（通院する必要がなくなった。など）

○運転しなくなった。（免許証を返納した。失効した。など）

12 不明な点や詳しく知りたいことがある時は、どこに問い合わせたらよいのですか？

○最寄りの各県税・総務事務所へお問い合わせください。

宮崎県税・総務事務所 （課税第三課）	(0985) 26-7605 (0985) 51-4269	小林県税・総務事務所	(0984) 23-3194
日南県税・総務事務所	(0987) 23-7136	高鍋県税・総務事務所	(0983) 23-0213
都城県税・総務事務所	(0986) 23-4517	日向県税・総務事務所	(0982) 52-4147
		延岡県税・総務事務所	(0982) 35-1811

○軽自動車税種別割の減免については、お住まいの各市町村へお問い合わせ下さい。

